

議案第 69 号 江南市立児童厚生施設の指定管理者の指定について
日本共産党議員団を代表して反対の立場から討論を行います。

本案は、キッズサポート江南を引き続き 古知野児童館と藤ヶ丘児童館の指定管理者として 5 年間指定するというものです。

しかし 議案審査を通じて明らかになったことは、「児童に健全な遊びを与え、その健康を増進し、情操を豊かにするとともに、その健全な成長を図る」という「児童館の設置目的」を推進するのにふさわしい法人であるか、とりわけ今後 5 年間の長期にわたって、委託できるかどうか、極めて危ういものがあるということです。

第 1 に この 3 年間、児童館の指定管理者として、法人の組織の健全化が図られてきたのかどうか。です。

この間 理事であり、館長・副館長であった方々が、わずか 2 年の任期で 4 名も辞任されたということは、異常な事態と言わざるを得ません。

当初、急場しのぎで、NPO 法人の立ち上げを、元職員に依拠し、とにかく数合わせで、スタートさせたところに無理があったのではないのでしょうか。

第 2 に、更に、新たにこれから指定を受けようとするときに、副理事長は不在。補充もできない事態は、法人としての健全さや存立にかかわる欠陥ともいえるものではないのでしょうかにこれか。

これからの 5 年間で指定管理者として、安心して児童館や学童保育の運営を任せることができるのか。極めて危うさを感じます。

1 人 1 人の保育士さんをはじめ子どもたちと向き合っておられる職員の方は、みな熱心で、地域との協働やコミュニティも大切にして頑張っています。

しかし、肝心の NPO 法人の組織の不安定性は、指定管理者としての責任を全うできるかどうか。働く人たちの身分も含め、極めて不安材料につながるものです。

第 3 に 今回の議案審査の前提となる協定書には、5 年間の指定管理料も修繕料も明記されていません。当然年度ごとの金額も不明のまま白紙で審査せよというものです。

ようやく委員会審査の中で数字は発表されましたが、新年度の事業計画も収支予算書もあきらかになっていません。

昨年 総務省が「指定管理制度の運用について」通知を出し、その中で、指定管理者の指定の申請に当たっては、「住民サービスを効果的・効率的に提供するため、サービスの提供者を民間事業者等から幅広く求めることに意義があり、複数の申請者に事業計画書を提出させることが望ましい」としています。

児童館の指定管理者の指定は当初、NPO法人などを広く募集するとしていたものを、3年前、突然方針変更し、江南市が育てた急ごしらえのNPO法人に任意指定したものです。

さらに、再指定については、管理料の根拠ともなる収支予算計画書も事業計画書も出さないまま、まさに白紙委任せよというものであり、納得できるものではありません。

第4に、3年前の指定の際に、指定管理料の清算について、「NPO法人は非営利組織であり、利益を目的とする法人ではないので、管理料については清算すべき」だと指摘しました。

この2年間で549万円の余剰金が発生しています。その余剰金の管理も管理者が保管しているというだけで、明確ではありません。

答弁では、今後の運用については、「市と指定管理者キッズサポートが協議し、児童館施設の充実などに活用していきたい」との答弁もありましたが、NPO法人は営利団体ではなく、余剰金は、税金であり、他の任意指定の施設と同様に年度ごとに清算すべきです。

最後に 指定管理制度は 「公の施設」の管理を民間事業者の持つノウハウを活用することで、施設の設置目的を効果的に達成することを売り物に導入されましたが、一方 集中改革プランのもとコストカットの有効手段としても、推進してきました。

この間、結果として、年間660万円の削減が図られたとの発表もありました。

しかし、それは人件費の削減に他なりません。

総務省の通知でも、「指定管理者において、労働法令の遵守や雇用・労働条件への適切な配慮がなされるよう留意すること」としています。

保育園の指定管理でも繰り返し指摘しているように、管理料は支払うけれども、労働条件や賃金については関知しないでは、官製ワーキングプアを生み出し続けることとなります。

児童館の設置目的にそって、管理料が、職員の賃金や労働条件に生かされ、保証されるよう、江南市が責任を持って指導することを申し上げ反対討論を終わります。